

新衛生センター建設工事

入札説明書

令和元年 1 1 月

南濃衛生施設利用事務組合

目 次

第1章	はじめに	2
第2章	本事業の概要	2
2.1	仕様書番号	2
2.2	工事名	2
2.3	事業者	2
2.4	工事場所	2
2.5	工事場所の立地条件	3
2.6	工期	3
2.7	本施設の種類	3
2.8	本施設の概要	4
2.9	本工事の範囲	5
第3章	事務局	6
第4章	公募から契約までの流れ	6
4.1	審査及び選定の手順	6
4.2	選定スケジュール	8
第5章	入札に関する手続	8
5.1	入札説明書類の構成	8
5.2	入札説明書類の公表・配付	9
5.3	入札説明書類に関する質問の受付・回答	9
5.4	参考資料の閲覧	10
5.5	工事場所の確認	11
第6章	入札参加者の参加資格要件	11
6.1	入札参加形態	11
6.2	参加資格に関する事項	11
第7章	応募に関する留意事項	12
7.1	入札説明書類の承諾	12
7.2	費用負担	13
7.3	予定価格	13
7.4	最低制限価格	13
7.5	低入札調査基準価格	13
7.6	入札保証金	13
7.7	契約保証金	13
7.8	使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	13
7.9	著作権	13
7.10	提出書類の取扱い	13
7.11	当組合が提供する資料の取扱い	13

7.12	入札延期等	14
7.13	その他	14
第8章	資格審査	14
8.1	入札参加資格確認申請書の提出	14
8.2	参加資格要件の確認方法	16
8.3	資格審査結果の通知	16
8.4	競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	16
第9章	技術提案書の提出	16
9.1	提出書類	16
9.2	提出期間	16
9.3	提出方法及び提出先	16
9.4	技術提案書の作成方法等	17
9.5	提出部数	19
9.6	提出の辞退	20
第10章	入札書の提出	20
10.1	提出書類	20
10.2	入札日	20
10.3	入札場所	20
10.4	工事費内訳書の提出	20
10.5	入札方法等	20
10.6	入札の無効	21
10.7	入札結果の公表	21
10.8	契約書作成の要否及び支払条件	21
10.9	入札の辞退	21
10.10	入札にあたっての留意事項	21
10.11	入札に参加する応募者が1者である場合の措置	22
第11章	建設工事の条件等	22
11.1	工事提案に関する条件	22
11.2	予想されるリスクの責任分担	23
11.3	第三者賠償保険への加入	23
11.4	工事再委託の禁止	23
第12章	本審査	24
12.1	審査の方法	24
12.2	審査事項	25
12.3	落札者とならなかった者に対する理由の説明	25
12.4	契約の概要	25

入札説明書で用いる用語は、以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	当組合	南濃衛生施設利用事務組合をいう。
2	し尿等	し尿及び浄化槽汚泥（集落排水汚泥を含む）をいう。
3	本施設	本工事において設計・建設する汚泥再生処理センターをいう。
4	汚泥再生処理センター	し尿等の処理を行うとともに、水処理設備から発生する汚泥を助燃剤とする施設をいう。
5	既存施設	現衛生センター敷地内の全ての構造物をいう。
6	本工事	本施設の設計・建築、本施設の建設区域内の地下残置工作物の撤去、既存施設の解体及び本施設の運転指導をいう。
7	入札参加者	本工事の入札に参加する企業をいう。
8	本審査参加者	入札参加者のうち、資格審査を通過した者をいう。
9	受注者	本工事の落札後、本施設の設計・建設を行う者をいう。
10	一般要求事項	本工事に求める技術水準に関する提案事項をいう。
11	特定要求事項	当組合が設定した特定テーマに対し入札参加者の専門性や独自性に関する提案事項をいう。

第1章 はじめに

南濃衛生施設利用事務組合は、昭和37年度に養老町高田地内に、嫌気性消化方式処理能力30kL/日を建設、昭和38年4月から本格稼働した。

その後、昭和48年度に30kL/日の嫌気性消化槽を増設し、60kL/日の処理能力を有する施設に改造し、昭和58年度には三次処理設備を設置した。

さらに、昭和60年度には、処理能力30kL/日の浄化槽汚泥処理施設を既設のし尿処理施設と別系列で建設した。

そして、平成15年度に硝化、脱窒処理施設を増設し、現在に至っている。

しかし、嫌気性消化方式処理施設供用開始から56年を経過しているため、施設の老朽化と施設運営の効率化が緊急課題となっている。

このような状況をふまえ、新たな施設を整備することとなった。

本施設の建設に際しては、関係法令等を遵守し公害防止に十分留意することはもとより、環境にやさしい施設を目指すものとする。また、自然環境や社会環境との調和、周辺地域との共生ができるような配慮を行いつつ、経済性を考慮して計画するものとする。

第2章 本工事の概要

2.1 仕様書番号

南施工第1号

2.2 工事名

新衛生センター建設工事

2.3 事業者

南濃衛生施設利用事務組合

2.4 工事場所

岐阜県養老郡養老町高田 地内

2.5 工事場所の立地条件

工事場所の立地条件は、次のとおりである。

	概 要
事業用地の面積	約5,730m ²
周辺状況	南側・西側：養老町浄化センター 北側：新川及び牧田川 東側：新川
都市計画区域	区域内
都市計画決定	汚物処理場（昭和47年10月13日）
用途地域	指定なし
高度地区	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域等	指定なし

2.6 工期

工期は以下のとおり予定している。

令和2年4月1日から令和6年3月22日まで

※ただし本施設の稼働は令和5年4月1日とする。

2.7 本施設の種類

有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）

2.8 本施設の概要

本施設の概要は、次のとおりである。

		概 要
汚泥再生処理センター	処理方式	・水処理方式は膜分離高負荷脱窒素処理方式または浄化槽汚泥の混入率の高い脱窒素処理方式とし、処理水は牧田川に放流する。
	処理対象物及び施設規模	・し尿 : 8kL/日 ・浄化槽汚泥 : 57kL/日 (集落排水汚泥を含む)
	処理性能	【放流水質】 pH : 5.8~8.6 BOD : 20mg/L以下 COD : 20mg/L以下 SS : 20mg/L以下 全窒素 : 10mg/L以下 全リン : 2mg/L以下 色度 : 30度以下 大腸菌群数 : 1,000個/cm ³ 以下 【放水量】 195m ³ /日以下 【脱水し渣】 含水率60%以下 【脱水汚泥】 含水率70%以下 【その他】 各種規制基準に準拠した処理性能とする。
	資源化方式	・水処理設備から発生する汚泥やし渣の含水率を規定値以下にすることで、助燃剤として焼却施設で可燃ごみと混焼する。
管理施設	・管理棟は、処理棟との合棟とすることが望ましいが、別棟の場合には渡り廊下により接続する。	

2.9 本工事の範囲

本工事の範囲は次のとおりである。詳細については、発注仕様書に示す。

施工に際しては、可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達の発注を行うこと。

	概 要
施設の建設	本施設の実施設設計及び詳細設計
	計画通知等各種許認可申請の手続
	交付金申請手続に関する資料の作成
	施設設置届等に関する資料の作成
	準備工事
	施工及び施工管理
	付帯施設、緑地等の整備
	本施設の試運転
	本施設の性能確認及び引渡し
	当組合が行う近隣対応等への協力
施設の運営	本施設の運転指導
	予備品及び稼働後3年間の消耗品等の納入
	引渡し後の各種保証
	工事期間中の仮設処理施設の設置、維持管理及び運転補助
地下残置工作物等の撤去	本施設の工事区域内の地下残置工作物の撤去
	地下残置工作物の撤去に伴う各種許可申請の手続
既存施設の解体	衛生センター敷地内の全ての工作物
	解体工事に伴う各種許認可申請の手続
	施工及び施工監理
	当組合が行う近隣対応等への協力
上記項目に付随する業務	

第3章 事務局

本工事における当組合の事務局は、次のとおりである。

南濃衛生施設利用事務組合 清掃センター

担 当 : 田本、大谷

住 所 : 〒503-1277 岐阜県養老郡養老町有尾 730 番地

電 話 : 0584-37-2023

F A X : 0584-35-3029

電 子 メール : n-seiso@town.yoro.gifu.jp

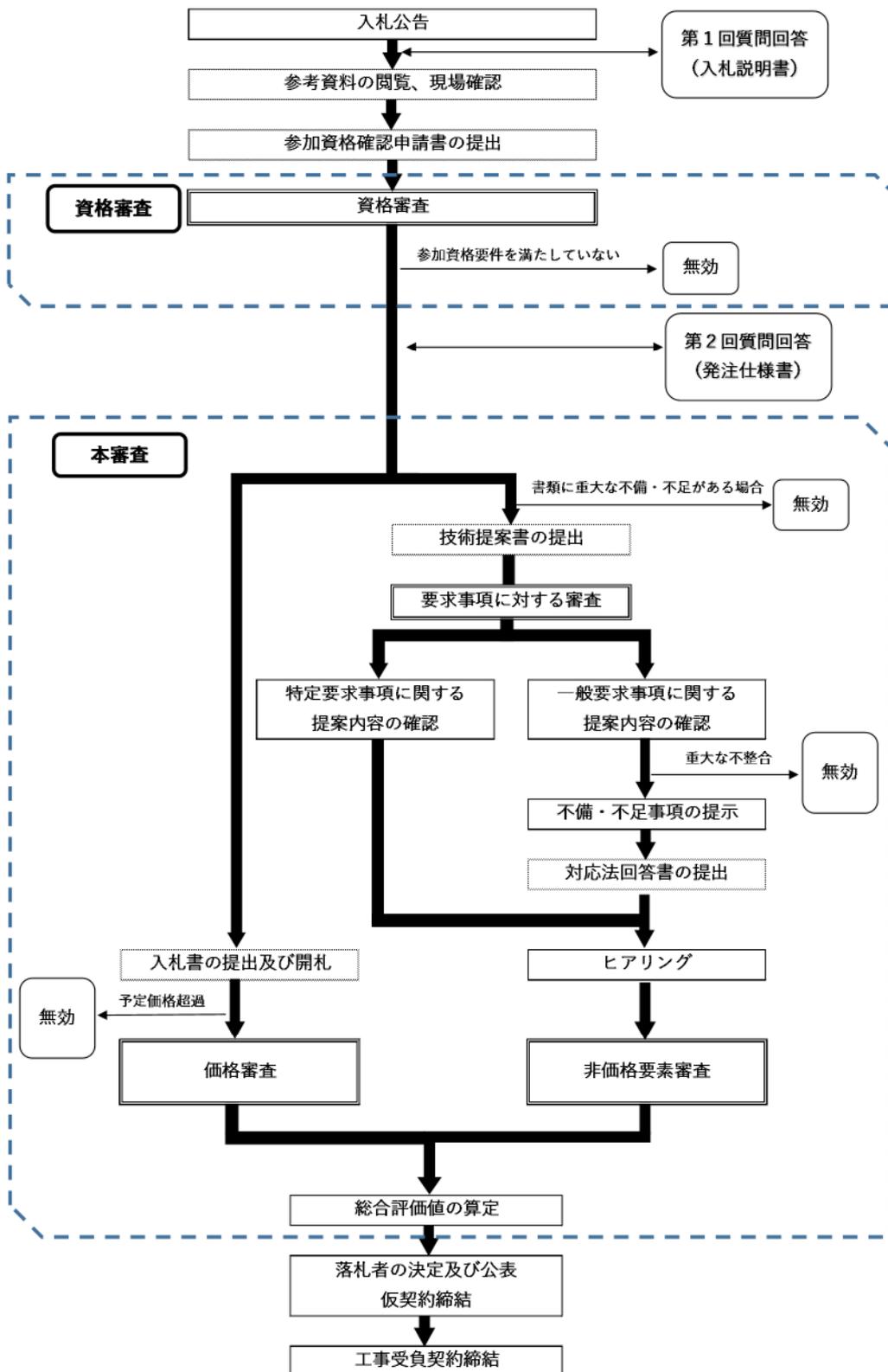
第4章 公募から契約までの流れ

入札参加者の審査及び選定は、公平性、透明性の確保並びに民間事業者の創意工夫発揮の観点から、総合評価一般競争入札方式を採用する。

4.1 審査及び選定の手順

審査及び選定は、次のページの図のように段階的に実施する。

入札参加者の審査に関しては「養老町総合評価選考委員会（以下、「選考委員会」という。）」において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、当組合管理者が落札者を選定する。



4.2 選定スケジュール

工事請負契約締結までのスケジュールは、以下のとおり予定している。

なお、スケジュールは、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

	内 容
令和元年11月8日（金）	入札公告（入札説明書類（発注仕様書以外）の公表） ※発注仕様書は事務局（入札・契約担当）にて配付
令和元年11月13日（水）	参考資料の閲覧及び工事場所確認の申請受付期限
令和元年11月15日（金） 令和元年11月22日（金）	参考資料の閲覧及び工事場所の確認
令和元年11月15日（金）	第1回質問提出期限（入札説明書、落札者決定基準）
令和元年11月22日（金）	第1回質問に対する回答期限
令和元年12月6日（金）	入札参加資格審査申請書の提出期限
令和元年12月6日（金）	第2回質問提出期限（発注仕様書）
令和元年12月13日（金）	資格審査結果の通知
令和元年12月13日（金）	第2回質問に対する回答期限
令和2年1月15日（水）	技術提案書の提出期限
令和2年2月中旬	確認事項の提示
令和2年2月下旬	確認事項に対する回答書の提出
令和2年3月上旬	ヒアリング
令和2年3月中旬	入札、落札者の決定及び公表、仮契約の締結
令和2年3月下旬	工事請負本契約締結

第5章 入札に関する手続

5.1 入札説明書類の構成

入札説明書類は、次の①～④により構成される。これらの書類は入札書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

- ① 入札説明書
- ② 落札者決定基準
- ③ 発注仕様書
- ④ -1 様式集Ⅰ（Excel版）
- ④ -2 様式集Ⅱ（Word版）

5.2 入札説明書類の公表・配付

入札説明書類の公表・配付は、次のとおり行う。

5.2.1 入札説明書、落札者決定基準

公表日 : 令和元年 11 月 8 日 (金)

公表資料 : 入札説明書、落札決定基準、様式集

公表方法 : 当組合のホームページに公表

5.2.2 発注仕様書、衛生センターに関する図面等 (管理棟・過去に建設用地内に整備されていた旧し尿処理施設に関する図面等含む)

配付期間 : 令和元年 11 月 8 日 (金) ~ 令和元年 11 月 29 日 (金)

午前 9 時 ~ 午後 4 時 (閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。)

配付資料 : 発注仕様書、衛生センターに関する図面等

配付方法 : 配付資料を格納した電子媒体を事務局 (入札・契約担当) にて配付

注意事項 : 配付した資料は本工事の技術提案書の作成のみに使用し、当組合の了承を得ることなく公表・配付等を行わないこと。

5.3 入札説明書類に関する質問の受付・回答

5.3.1 質問の受付

入札説明書類に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

① 第 1 回 (入札説明書、落札者決定基準)

令和元年 11 月 8 日 (金) ~ 令和元年 11 月 15 日 (金) 午後 4 時まで

② 第 2 回 (発注仕様書)

令和元年 11 月 18 日 (月) ~ 令和元年 12 月 6 日 (金) 午後 4 時まで

(2) 提出方法及び提出先

指定の様式 (第 1 回は様式 1、第 2 回は様式 11) に質問内容を簡潔にまとめて記載し、E-mail により事務局に提出すること (受理確認を行うこと) それ以外の方法による質問は受け付けない。

5.3.2 質問に対する回答

(1) 回答日

第 1 回 (入札説明書、落札者決定基準) : 令和元年 11 月 22 日 (金)

第2回（発注仕様書）

：令和元年12月13日（金）

(2) 回答方法

第1回、第2回ともに当組合からE-mailにより各入札参加者へ回答する。

なお、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

5.4 参考資料の閲覧

参考資料の閲覧を希望する者は、様式2により事前申込を行い、様式3の誓約書を提出すること。

5.4.1 閲覧に共する参考資料

- ① 測量成果簿
- ② 地質調査報告書
- ③ 生活環境影響調査報告書

5.4.2 申込書類の提出期間

令和元年11月8日（金）～令和元年11月13日（水）

午前9時～午後4時まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く）

5.4.3 申込書類の提出方法及び提出先

申込書類は、以下の方法により事務局に提出すること。

様式2（申込書）：E-mail（受理確認を行うこと）

様式3（誓約書）：直接持参（閲覧当日でも可）

5.4.4 閲覧期間及び閲覧場所

日時：令和元年11月15日（金）～令和元年11月22日（金）（当組合が指定した日時）

場所：事務局

5.4.5 閲覧にあたっての留意事項

- ① 参加者の所属企業が確認できる身分証明書を持参すること。
- ② 閲覧は、1社あたり午前又は午後の3時間以内を基本とする。

5.5 工事場所の確認

現場確認を希望する者は、様式4により事前の申込を行い、様式5の誓約書を提出して実施すること。

5.5.1 申込書類の提出期間

令和元年11月8日（金）～令和元年11月13日（水）

午前9時～午後4時まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く）

5.5.2 申込書類の提出方法及び提出先

申込書類は、以下の方法により事務局に提出すること。

様式4（申込書）：E-mail（受理確認を行うこと）

様式5（誓約書）：直接持参（現場確認当日でも可）

5.5.3 現場確認の期間

日時：令和元年11月15日（金）～令和元年11月22日（金）（当組合が指定した日時）

5.5.4 現場確認にあたっての留意事項

- ① 参加者の所属企業が確認できる身分証明書を持参すること。
- ② 現場確認を行う時間は、1社あたり午前又は午後の3時間以内を基本とする。

第6章 入札参加者の参加資格要件

6.1 入札参加形態

入札参加者は、単独企業であること。

6.2 参加資格に関する事項

入札参加資格要件は、以下に示す条件を全て満たすものであること。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定により清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。並びに公告日における最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値（P）が1,000点以上であること。
- ② 当組合の平成30年度・平成31年度の建設工事入札参加資格者名簿に「建設工事」の登録がされている者。
- ③ 過去10年間（平成21年4月1日から平成31年3月31日まで）循環型社会形成推進交付金による汚泥再生処理センターの建設工事で、以下のア～ウの新設工事を元請けとして竣工した実績を有すること。（共同企業体の場合は代

表者に限る。)

- ア 汚泥再生処理センターの建設工事で、施設規模が65kL/日以上（処理方式は、膜分離高負荷脱窒素処理方式又は浄化槽汚泥の混入率の高い脱窒素処理方式のいずれかとする）のもの。
 - イ 汚泥再生処理センターの建設工事で資源化方式として汚泥助燃剤化を採用しているもの。
 - ウ 施設規模65 kL/日以上でスクラップ・アンド・ビルド方式による汚泥再生処理センター建設工事。
- ④ 本施設のプラント設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有していること。（処理方式については「浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式」又は「膜分離高負荷脱窒素処理方式」、資源化方式については「汚泥助燃剤化方式」において「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について」（平成12年10月6日生衛発第1517号（平成15年12月19日環廃対発第031219003号一部改正））別添1「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」4-1-(2)及び第4-2-(2)に示される事項についてそれぞれ証明できること。）
 - ⑤ 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ汚泥再生処理センター（し尿処理施設を含む。）建設工事の施工経験がある技術者（3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）を専任で配置することができる者。ただし、新設処理施設建設期間以外についてはこの限りでない。
 - ⑥ 見積提案者募集要項(平成31年4月22日公表)記載の入札書類等提出者の募集要件を満たすもの。
 - ⑦ 次の期間のいずれの日においても、岐阜県、愛知県、三重県、海津市、養老町又は南濃衛生施設利用事務組合から指名停止を受けていない者。
 - ・贈賄・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反又は禁錮刑以上の犯罪に起因する指名停止については、当該入札の日から6月前の日までの間
 - ・上記以外の事由に起因する指名停止については、入札参加資格審査申請書の提出期限から当該入札の日までの間
 - ⑧ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ⑨ 発注する工事に対応する建築業法による建設工事の業種につき、許可を有して営業年数が3年以上ある者。

第7章 応募に関する留意事項

7.1 入札説明書類の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書類及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

7.2 費用負担

応募から契約締結までに必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

7.3 予定価格

4, 429, 700, 000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

7.4 最低制限価格

設定しない。

7.5 低入札調査基準価格

有（欠格判断基準価格無）

7.6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7.7 契約保証金

南濃衛生施設利用事務組合契約規則(昭和 39 年規則第 1 号)の規定による。

7.8 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

7.9 著作権

入札参加者から提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、当組合が入札参加者の承諾を得た場合には、入札説明書類に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

7.10 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更することができないものとし、また、理由のいかんに係わらず返却しない。ただし、当組合の同意を得た場合はこの限りではない。

7.11 当組合が提供する資料の取扱い

当組合が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、当組合の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ又は内容を提示してはならない。

7.12 入札延期等

当組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し又は取り消すことがある。そのことにより入札参加者に損害が生じた場合でも当組合はその責を負わない。

7.13 その他

- ① 入札説明書類に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には入札参加者に通知する。
- ② 当組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ③ 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ウ 著しく信義に反する行為をした場合
 - エ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - オ 提出期限内に必要な書類が提出されない場合
 - カ 技術提案書類に重大な不備・不足がある場合
 - キ 入札金額が予定価格を超えた場合
 - ク その他入札説明書類の規定に違反すると認められた場合

第8章 資格審査

8.1 入札参加資格審査申請書の提出

次により入札参加資格審査申請書を受け付けられる。

8.1.1 提出期間

令和元年11月15日（金）～令和元年12月6日（金）

午前9時～午後4時（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

8.1.2 提出方法及び提出先

直接持参により事務局に提出すること。

8.1.3 提出書類

提出書類は以下のとおりである。

- ① 入札参加資格審査申請書（様式6）及び添付書類
 - i) 会社概要・業務経歴書

- ii) 登記事項証明書
- iii) 納税証明書（直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する未納税額のない納税証明書）（写し）
- iv) 清掃施設工事に係る特定建設業許可通知書（写し）及び建設業許可証明書過去3年分（写し）
- v) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく、清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書（写し）
- vi) 処理能力が65kL/日以上でスクラップアンドビルド方式による汚泥再処理センターの新設工事（様式7）及び資源化方式が汚泥助燃剤化の汚泥再生処理センターの新設工事の施工実績（様式7）並びにその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類
 - ・一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（以下、「CORINS」という。）」に登録されている竣工時カルテ又は登録内容確認書の写し。
 - ・当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテ等に代えて、契約書の写し（当該工事が共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）
- vii) 工事実施体制（様式8）
- viii) 監理技術予定者の経歴（以下、「資格等調書」という。様式9）及びその記載内容を証するために次に掲げる書類
 - ・参加予定者と予定監理技術者の雇用関係を明らかにする書類（身分証明書、社会保険証、給与明細書等の写し）
 - ・予定管理者の法令による資格証の写し
 - ・予定監理技術者の工事経歴を証明する書類（CORINS登録に係る竣工登録工事カルテ受領書及び登録内容確認書又は当該工事の発注機関等の第三者が発行した書類）
- ② 暴力団排除の誓約書（様式10）
- ③ その他、入札公告において定める書類

8.1.4 提出書類作成にかかる留意事項

- ① 8.1.3の①のvi)については、日本国内における同種工事の施工実績とする。
- ② 8.1.3の①のvii)については、配置予定技術者の日本国内における汚泥再生処理センターの新設工事（水処理方式として生物学的脱窒素処理方式を採用しているものに限る。）の施工経験とする。
- ③ 8.1.3の①のviii)の配置予定技術者として、配置予定技術者を特定すること

が困難な場合は、複数の候補者を記載することができる。

8.2 参加資格要件の確認方法

参加資格要件の確認は、提出された入札参加表明書及び参加資格確認申請書等に対する書類審査により行う。「第6章 入札参加者の参加資格要件」に掲げる要件を満たすことが確認された者のみ、本審査に参加できるものとする。

8.3 資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、令和元年12月13日（金）に書面により入札参加者に通知する。

なお、参加資格審査結果の通知をもって応募の可否とするが、契約締結までの期間に入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合にはその資格を喪失するものとする。

8.4 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- ① 競争入札資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、当組合に対して競争入札資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ② 当組合は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

第9章 技術提案書の提出

本審査参加者は、次により技術提案書を提出すること。

9.1 提出書類

以下の書類を提出すること。

- ① 技術提案書類提出書（様式12）
- ② 技術提案書

9.2 提出期間

令和元年12月13日（金）～令和2年1月15日（水）

午前9時～午後4時（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

9.3 提出方法及び提出先

直接持参により、事務局に提出すること。

9.4 技術提案書の作成方法等

9.4.1 提出する書類

技術提案書として提出する書類は、以下のとおりである。

- ① 施設概要説明書 (様式 13)
 - I 各設備概要表紙 (様式 13-1)
 - i) 主要設備概要説明書 (様式任意)
 - ii) 各プロセスの説明書 (様式任意)
 - iii) 独自の設備の説明書 (様式任意)
 - iv) 施設制御の説明書 (様式任意)
 - v) 非常措置に対する説明書 (様式任意)
 - II 運営管理条件表紙 (様式 13-2)
 - i) 運転人員配置計画 (様式任意)
 - ii) 必要資格者 (様式任意)
 - iii) 労働安全衛生対策 (様式任意)
 - iv) 公害防止対策 (様式任意)
 - v) アフターサービス体制 (様式任意)
 - vi) 主要機器の耐用年数 (様式任意)
 - vii) 主な使用特許リスト (様式任意)
 - viii) 準拠する規格又は法令等 (様式任意)
 - III 維持管理費表紙 (様式 13-3)
 - i) 用役費 (様式 13-3-1)
 - IV 点検補修費 (15 年間) 表紙 (様式 13-4)
 - i) 主要機器の管理基準 (様式 13-4-1)
 - ii) 主要機器の定期点検計画 (様式 13-4-2)
 - iii) 主要機器の法定点検計画 (様式 13-4-3)
 - iv) 主要機器の部品交換・補修計画 (様式 13-4-4)
 - v) 主要機器のオーバーホール等計画 (様式 13-4-5)
 - vi) 定期点検費 (様式 13-4-6)
 - vii) 法定点検費 (様式 13-4-7)
 - viii) 部品交換・補修費 (様式 13-4-8)
 - ix) オーバーホール等の費用 (様式 13-4-9)
 - V 主要機器メーカーリスト (様式任意)
- ② 設計計算書 (様式 14)
 - i) 設計条件 (様式任意)
 - ii) 水収支・物質収支・用役収支 (様式任意)
 - iii) 処理工程別の水質と除去率 (様式任意)

- iv) 負荷設備一覧表 (様式任意)
- v) 主要設備・プロセスの設計計算書 (様式任意)
- ③ 設計仕様書 (様式 15)
 - i) 総則事項 (様式 発注仕様書に準ずる)
 - ii) 計画に関する基本的事項 (様式 発注仕様書に準ずる)
 - iii) 機械、配管・ダクト設備仕様 (様式 発注仕様書に準ずる)
 - iv) 電機・計装設備仕様 (様式 発注仕様書に準ずる)
 - v) 土木・建築設備仕様 (様式 発注仕様書に準ずる)
 - vi) その他の工事仕様 (様式 発注仕様書に準ずる)
 - vii) 既存施設の解体工事仕様 (様式 発注仕様書に準ずる)
 - viii) 水槽リスト (様式任意)
 - ix) 機器リスト (様式任意)
- ④ 図面 (様式 16)
 - i) 全体配置図 (様式任意)
 - ii) 動線計画図 (様式任意)
 - iii) 処理フローシート (全体、処理工程別) (様式任意)
 - iv) 水位高低図 (様式任意)
 - v) 各階機器配置図 (様式任意)
 - vi) 建物及び機器断面図 (様式任意)
 - vii) 機材・資材の搬出入計画図 (様式任意)
 - viii) 建物立面図 (東西南北) (様式任意)
 - ix) 建築仕上げ表 (様式任意)
 - x) 土木建築一般図 (様式任意)
 - x i) 電機設備主要回路単線結線図 (様式任意)
 - x ii) システム構成図 (様式任意)
 - x iii) 計装フロー (様式任意)
 - x iv) 施設全体鳥瞰図 (カラー) (様式任意)
- ⑤ 工事計画書 (様式 17)
- ⑥ 特定要求事項提案書 (様式 18)
 - 特定要求事項提案書表紙 (様式任意)
 - i) 施設計画に関する事項 (様式任意)
 - ii) 施工計画に関する事項 (様式任意)
 - iii) 長寿命化・強靱化に関する事項 (様式任意)
 - iv) 運転・維持管理に関する事項 (様式任意)
 - v) 環境保全に関する事項 (様式任意)

9.4.2 作成要領

- ① 様式指定があるものは様式集を使用すること。
- ② 書類はA4サイズのファイルに綴じること（A3サイズの書類はA4サイズに折り込むこと）。
- ③ 特に指定がある場合を除き、本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図・表に用いる文字はこの限りではない。
- ④ 各ページの中央下にページ番号を振ること。また、ページ番号は以下のとおりとすること。

【例】様式15のページ番号 : 15-1

様式16のページ番号 : 16-1

- ⑤ 様式番号ごとにインデックスを貼付すること。
- ⑥ 図面（表紙を除く）はA3サイズとすること。
- ⑦ 全体配置図・動線計画図及びその他必要な図面には、地下水給水・処理水放流の取り合い点及び取り合い点までの埋設配管ルートを示すこと。
- ⑧ 動線計画図には、し尿等の搬入車両、し渣等の搬出車両、薬品・燃料等の搬入車両、メンテナンス車両の進入・退出ルートを明示すること。また、薬品・燃料等の搬入車両及びメンテナンス車両の停車位置を明示すること。
- ⑨ 処理フローシート（全体）には、水槽・機器等の数量明示すること。また、バイパスラインも明示すること。
- ⑩ 処理フローシート（処理工程別）には、流量計や液面等を明示すること。
- ⑪ 各階機器配置図にはマンホール、マシンハッチ、点検歩廊等を明示するとともに、水槽関連ポンプについてはサクション管を明示すること。
- ⑫ 機材・資材の搬出入計画図には、点検・補修・オーバーホール等の際に必要な機材・資材の搬出入ルート等を明示すること。

9.5 提出部数

技術提案書は、正本1部（会社名が分かるもの）、副本14部（会社名やロゴマーク等を外したもの。資格審査結果の通知に記載されている指定の入札参加者番号を記入すること）及びそれらが格納された電子データ（CD-R等）2部を提出すること。

CD-R等に格納するファイル形式はPDF形式を基本とするが、様式集別添（Microsoft Excel）で作成するものについては、PDF形式及びExcel形式の2つを格納すること。ただし、入札書及び積算内訳に関するデータは除くこと。また、設計仕様書データ（Microsoft Word）についてもPDF形式及びWord

形式の2つを格納すること。

なお、A3版サイズに製本した図面（A2図面を見開き製本した図面）の提出部数は4部とする。

9.6 提出の辞退

本審査参加者は、技術提案書提出期限までにはいつでも技術提案書の提出を辞退することができる。技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式19）を事務局に直接持参すること。なお、辞退した者は、辞退を理由に不利益な取扱を受けることはない。

第10章 入札書の提出

本審査参加者は、次により入札書を提出すること。

10.1 提出書類

- ① 入札書（様式20）
- ② 工事費内訳書（様式21）

10.2 入札日

令和2年3月中旬（詳細な日付は後日通知する）

10.3 入札場所

事務局

10.4 工事費内訳書の提出

- ① 入札書に記載される入札金額と一致した工事費内訳書を添付すること。
- ② 工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。
- ③ 工事費内訳書の提示がない場合は、入札に参加できない。

10.5 入札方法等

- ① 入札書及び工事費内訳書は封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、競争入札に参加する工事名・宛先・入札者及び資格審査結果の通知に記載されている指定の名称を記入すること。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ③ 入札執行回数は1回とする。

10.6 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札、申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、入札参加者である旨を確認された者であっても、落札決定時において「第6章 入札参加者の参加資格要件」に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

10.7 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表する。

10.8 契約者作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は、南濃衛生施設利用事務組合建設公共工事標準請負契約約款によるものとする。

10.9 入札の辞退

本審査参加者は、入札書提出時までにはいつでも入札を辞退することができる。

本入札を辞退する場合は、辞退届(様式19)を事務局に直接持参すること。

なお、辞退した者は、辞退を理由に不利益な取扱を受けることはない。

10.10 入札にあたっての留意事項

- ① 入札にあたっては、本審査参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に抵触する行為を行ってはならない。

また、公正に入札手続きを執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合、当組合は、当該本審査参加者を入札手続きに参加させず又は入札手続きの執行を延期若しくはとりやめることがある。

なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。また、当組合が必要と認めたときは、入札手続きを延期、中止又は取り消すことがある。

- ② この入札説明書等に記載する日時、日数、期間については、当組合の休日を含まず、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 入札参加者は、南濃衛生施設利用事務組合契約規則及び工事標準請負契約約款を遵守すること。
- ④ 申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合、その他入札手続きにおいて不正又は不誠実な行為を行った場合は、指名停止を行うことがある。
- ⑤ 落札者は、様式9に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。工事現場における技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土建第349号）による。

この技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。技術者の変更が認められた場合は、原則として、「第6章 入札参加者の参加資格要件」に掲げる条件を満たす者を配置しなければならない。

なお、やむを得ないと認められる場合を除き、配置予定技術者を当該現場に配置できない場合は、契約前にあつては、契約を締結せず、契約後にあつては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

10.11 入札に参加する応募者が1者である場合の措置

入札に参加する者又は入札の結果有効な入札をした者が1者であっても、入札は有効とする。

第11章 建設工事の条件等

建設工事の実施に係る条件等は次のとおりである。本審査参加者は、これらの条件等をふまえて技術提案書を作成すること。

11.1 工事提案に関する条件

11.1.1 当組合が支払う建設費

(1)建設費の考え方

当組合は、契約に基づき受注者が行う設計、建設に関する費用として、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を支払う。

(2)提案にあたっての留意事項

本審査参加者は、建設費について「循環型社会形成推進交付金」及び地方単独事業に相当する費用を合わせたものとして項目ごとの内訳書を提出すること。

11.1.2 設計・建設に係る提案条件

本審査参加者は、以下の提案条件に基づき提案を行うものとする。

- ① 処理対象物は、し尿、浄化槽汚泥及び有機性廃棄物（集落排水汚泥）とする。
- ② 技術提案事項については、施設供用開始後も責任あるものとする。また、維持管理費、補修費等に関し提案のあった金額についても同様とする。

11.1.3 提案内容の担保

実際の設計並びに施工に際しては、技術提案書に記載した施工方法等により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うこと。受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度施工を行うこと。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

また、受注者が技術提案書の内容のとおり設計並びに施工できなかった場合は、技術評価点を再計算し、総合評価値が変わらないように減額変更及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

あわせて、工事成績評点を減ずる処置を行うものとする。

11.2 予想されるリスクの責任分担

11.2.1 リスク管理の基本方針

施設の設計・建設に係る責任は、原則として工事請負業者が負う。ただし、当組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上、当組合が責任を負う。

11.2.2 リスク分担

予想されるリスク及び当組合と受注者との責任分担は原則として別紙「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事請負契約で定める。

11.3 第三者賠償保険への加入

受注者は、建設工事保険又は組立保険（類似の機能を有する共済等を含む）及び請負者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

11.4 工事再委託の禁止

受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してそ

の機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

ただし、受注者があらかじめ書面により、当組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

第12章 本審査

12.1 審査の方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選考委員会において審査を行い、優秀な提案者を選定する。

総合評価は、本審査参加者から提出された技術提案書及び入札者について、審査項目及び入札価格の評価に応じて点数を付与し、それらを合計した総合評価値の最も高い者を優秀提案者として選定する。

12.1.1 形式審査

提出された技術提案書に不備・不足がないか確認を行う。確認の結果、重大な不備・不足が確認された場合は無効とする。

12.1.2 非価格要素審査

非価格要素審査に関する項目は、一般要求事項と特定要求事項で構成する。

(1) 一般要求事項に関する内容の確認

一般要求事項について確認を行う。不明瞭な事項が確認された場合や発注仕様書の意図を十分に理解できていないと判断した場合は、確認事項を提示する。

なお、確認の結果、適切な対応方法の提示がない場合は無効とする。

(2) 特定要求事項に関する内容の確認

特定要求事項について確認を行う。

(3) ヒアリング

非価格要素審査にあたって、ヒアリングを実施する。

(4) 非価格要素項目の点数化

一般要求事項並びに特定要求事項の確認結果及びヒアリングの結果をふまえ、非価格要素項目の点数化を行う。

12.1.3 価格審査（入札価格の点数化）

落札者決定基準に示した算出式に従って、入札価格を点数化する。

12.1.4 落札者の決定

- ① 当組合は選考委員会の非価格要素審査結果及び価格審査結果を合計した総合評価値が最も高い者を落札者に決定する。
- ② 総合評価値の最も高い者が2者以上あるときには、当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定するものとする（くじの日時及び場所は、別途指示する）。なお、当該入札参加者がくじ引きに参加できない場合は、代理人を定めてくじを引かせるものとする。
- ③ 結果は当組合ホームページに掲載する。電話等による問い合わせには応じない。

12.2 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

12.3 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- ① 落札者とならなかった者は、当組合に対してその理由の説明を求めることができる。
- ② ①の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和2年3月（予定、詳細な日付は後日通知する）までに、事務局に提出する。提出方法は郵送（一般書留又は簡易書留によること）又は持参によるものとし、FAX、E-mailによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は、令和2年3月（予定、詳細な日付は後日通知する）付で書面により行う。

12.4 契約の概要

工事期間中の当組合と受注者の役割、責任分担については、別紙のリスク分担表を参考とし明確化する。

リスク分担表

期 間	リスク項目	内 容	分担	
			当組合	受注者
共通	入札説明書類	入札説明書類の誤記、提示漏れにより、当組合の要望事項が達成されない等のリスク	○	
	契約締結	議会を含む当組合の事由により契約が結べない等のリスク	○	△
		受注者の事由により契約が結べない等のリスク		○
	参加コスト	参加費用に関するリスク		○
	用地確保	事業用地の確保に関するリスク	○	
	制度・法令変更 (税制度含む)	本工事に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
		上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる本工事中止、コスト増大リスク	○	
	許認可取得	受注者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		当組合の取得すべき許認可の遅延リスク	○	
	交付金等	受注者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスクまたは受注者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスクまたはその他の事由により交付金の交付が遅延し、工事開始が遅延するリスク	○	
	環境保全	受注者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	住民対応	受注者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
		住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
第三者賠償	受注者が実施する業務に起因して発生する事故等に対する賠償リスク		○	
	上記以外の当組合の帰責事由により発生する事故等に対する賠償リスク	○		
不可抗力	不可抗力により生じる費用増加または損害、修復のため工事実施に遅延、中止等が生じるリスク	○	△	
債務不履行	受注者の事由による建設工事中止、契約破棄、契約不履行リスク		○	
	当組合の事由による本工事中止、契約破棄、契約不履行リスク	○		

分担欄 ○:主たるリスク △:従たるリスク

期間	リスク項目	内 容	分担	
			当組合	受注者
設計段階	測量・調査	受注者が実施した地形・地質等の現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
		当組合が実施した地形・地質等の現地調査に関する情報提供に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計	受注者の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○
		当組合の提示条件、指示に関する瑕疵、当組合の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延	受注者の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク		○
		当組合の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク	○	
	建設着工遅延	受注者の事由による建設工事着工遅延リスク		○
		当組合の事由による建設工事着工遅延リスク	○	
建設段階	用地	募集資料などから予見できない事業用地の土壌汚染・埋蔵物等による費用の増加		○
	工事遅延	資材調達、工程管理等の受注者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
		当組合の指示等の当組合の事由による工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	受注者の事由による工事費等の増大リスク		○
		当組合の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
	工事中の事故	受注者の事由により調査、工事に係る事故が発生した場合		○
	一般的損害	工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に係るリスク		○
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコスト増大、遅延リスク		○
試運転・引渡性能試験に要するし尿等の供給等のリスク		○		

分担欄 ○:主たるリスク △:従たるリスク